

## 本県の障害者差別解消施策について

## 1 地域協議会の開催等

(1) 県差別解消支援地域協議会の開催（令和元年度 2回開催）

(2) 市町村支援

- ・協議会未設置市町村に対して、協議会設置の働きかけ。

## 2 県民等への普及啓発事業（差別解消法・手話言語条例等）

(1) 事業者向け説明会（令和元年度）

①川越会場（川越市、狭山市、入間市の事業者 96名）

②鴻巣会場（鴻巣市、北本市の事業者 103名）

③羽生会場（羽生市、行田市、加須市の事業者 66名）

(2) 共生社会づくり条例チラシの配布

- ・配布枚数 6,450部（令和元年度）

(3) 障害者週間記念事業「みんな幸せ・共生社会 県民のつどい」

- ・令和元年11月24日（日）朝霞市民会館 一般県民 約1,000名

(4) 障害者差別解消法啓発DVD「こんな時どうする？」

①作成・配付

平成28年度に作成。各市町村や商工会議所、商工会などの事業者団体に配付。

②ユーチューブで公開 再生回数 約6,184回（令和2年7月末日時点）

(5) 県職員向け研修会（令和元年度）

・福祉部職員（計6回）（58名）

・新規採用職員（計6回）（472名）

・警察官（計4回）（160名）

(6) 心のバリアフリーハンドブックの作成及び配付

障害者差別に関するアンケート調査結果を踏まえ、障害者への合理的配慮の提供事例や障害者理解及び障害者差別解消法及び県条例の理解促進を図る啓発冊子を作成。関係機関等に配付した。

①関係機関等への配付（令和元年度）

・県内市町村 7,600部

・障害者団体 1,280部

・関係機関 290部

②障害者差別解消法及び県条例に係る事業者向け説明会での活用（令和元年度）

・事業者説明会（羽生） 100部

③研修会での活用（令和元年度）

・警察官研修 100部

・福祉避難所市町村研修 150部

※ 教育関係には令和2年度から配付予定

- (7)「埼玉県共生社会づくり推進週間」をPRする懸垂幕の掲出（令和元年度）  
12月3日～9日までを「埼玉県共生社会づくり推進週間」とし、PRするための懸垂幕を掲出した。

### 3 相談窓口の設置・運営（平成28年度～）

#### (1) 相談窓口の設置・運営の状況

障害者やその家族等からの差別に関する相談に的確に対応するため、県社会福祉協議会へ委託し、相談窓口を設置。

#### (2) 相談実績

	相談件数（延べ）	主な相談内容
H30	41件	・県内にある温浴施設を利用した際、受付に「車椅子・歩行器等の利用は固くお断りします」という貼り紙がしてあった。これは差別ではないか。
R1	83件	・高校の入学説明会で、説明者に小型マイクの利用を希望したが拒否された。

### 4 ヘルプマーク（平成30年7月～）

#### (1) 広報

①県及び市町村広報紙での広報

②鉄道・バス事業者への広報依頼

駅構内ポスター掲示、車両内ステッカー貼付、チラシ等

③各種イベントで周知

オリンピック・パラリンピックイベント、県民のつどい、県庁オープンデー、バリアフリーコンサート等

④その他

県内各生活関係企業 ポスター掲示（11月下旬）（イオン、イトーヨーカ堂等）

県内各地域機関 ポスター掲示（12月下旬）

埼玉りそな銀行等 ポスター掲示（11月下旬）

#### (2) 配付

- ・平成30年7月23日からヘルプマークを希望する方に市町村の窓口で配付。  
（令和2年3月末までで36,600個）

#### ※ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう平成24年度から東京都が作成したマークで、令和2年5月末で44都道府県が配付などを行っている。

